

企業のScope 3対応に向けた航空貨物輸送でのSAF活用促進事業実施要綱

5産労産計第717号

令和6年2月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が連携し、SAFを活用した環境負荷の少ない航空貨物輸送が促進され、企業のサプライチェーン全体におけるCO₂排出量削減に寄与することを目的とする企業のScope 3対応に向けた航空貨物輸送でのSAF活用促進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「SAF」とは、持続可能な航空燃料（Sustainable Aviation Fuel）であり、廃食油、サトウキビ等のバイオマスや、都市ごみ、廃プラスチック等を用いて生産される燃料。

(都の役割)

第3条 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

- (1) 公社が、サプライチェーン全体におけるCO₂排出量削減の推進に向け、航空貨物でSAFを活用し脱炭素化に取り組む都内企業に対して補助するために造成する基金への出えん
- (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に推進していくために必要な業務

2 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

(予算措置)

第4条 都は、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

- (1) 公社は、補助金交付事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。
- (2) 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年度歳入歳出予算が、令和6年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、令和6年4月1日から施行する。